



## 相模獣医師会と「災害時等における動物救護活動に関する協定」を締結

概要	市と相模獣医師会は、「災害時等における動物救護活動に関する協定」を締結しました。
目的、得られる効果など	市内で災害などが生じた場合の、負傷動物の応急治療や所有者不明な動物の保管など動物救護活動の協力を目的としています。
協力内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・負傷動物の応急治療及び一時保管</li><li>・所有者が不明な動物の一時保管</li><li>・会員病院で保管している動物の餌の調達及び配布</li><li>・被災動物に係る相談、助言及び指導 など</li></ul>
締結日	3月24日（金）締結
問い合わせ先	市長室 危機管理課 危機管理・防災係 TEL 046 (252) 7395 FAX 046 (252) 7773

